

洲本市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 40,767	千円 24,417,555	千円 109,910	千円 4,243,472	% 17.4	% 16.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

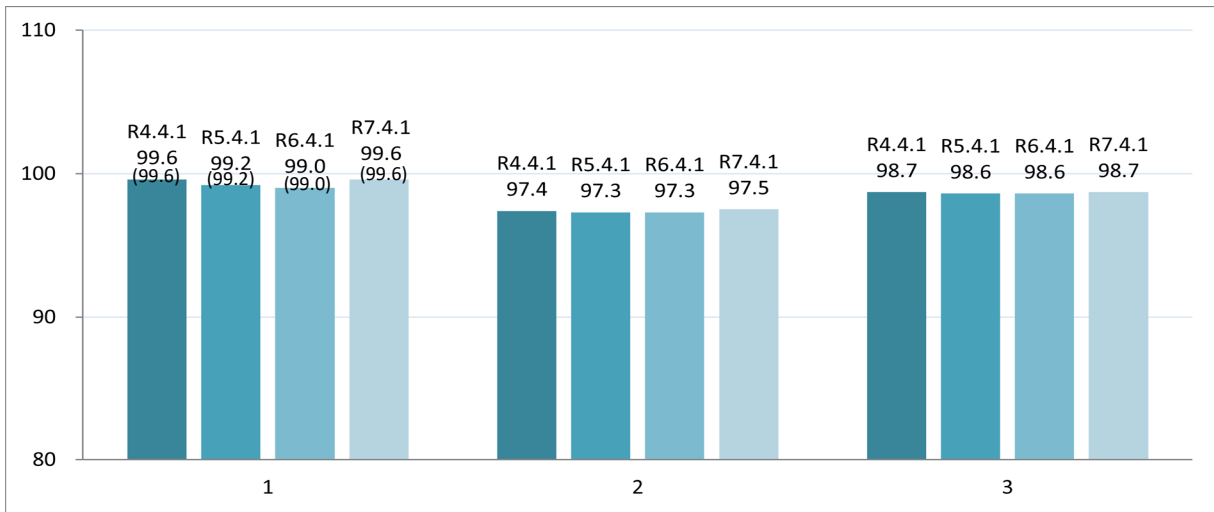
区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円
6年度	人 372	千円 1,411,376	千円 233,375	千円 590,307	千円 2,235,058	千円 6,008	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降について、支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

改正実施時期	令和7年4月1日
改正の内容	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準2%に対し、洲本市においても2%を支給。
(実施時期)令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
洲本市の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
洲本市	42.7 歳	338,000 円	406,242 円	373,567 円
兵庫県	42.8 歳	331,700 円	428,542 円	384,983 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
洲本市	56.6 歳	24 人	323,800 円	361,538 円	341,750 円
うち 清掃職員	59.5 歳	10 人	301,300 円	341,640 円	319,340 円
うち 用務員	58.3 歳	6 人	330,900 円	354,500 円	346,600 円
うち 学校給食員	53.1 歳	8 人	346,600 円	388,575 円	363,575 円
兵庫県	57.4 歳	278 人	331,000 円	394,585 円	362,482 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円
類似団体	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円

区分	民間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
洲本市	—	— 歳	— 円	—
うち 清掃職員	廃棄物処理業(男女)	48.0 歳	320,600 円	1.07
うち 用務員	運輸清掃包装等従事者 (男女)	43.7 歳	280,200 円	1.27
うち 学校給食員	飲食物調理従事者	42.2 歳	280,900 円	1.38

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
洲本市	—	—	—
うち 清掃 職員	5,727,880 円	4,457,900 円	1.28
うち 用 務 員	5,662,000 円	3,900,100 円	1.45
うち 学校 給 食 員	6,391,100 円	3,696,300 円	1.73

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
洲本市	38.2 歳	298,420 円	319,651 円
兵庫県	40.8 歳	372,600 円	434,155 円
類似団体	40.8 歳	314,249 円	348,456 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		洲 本 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	188,000 円	185,700 円	— 円
	中 学 卒	183,500 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	220,000 円	252,000 円	— 円
	短 大 卒	204,400 円	235,100 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,180 円	353,780 円	384,233 円	422,600 円
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教 育 職	大 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	短 大 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

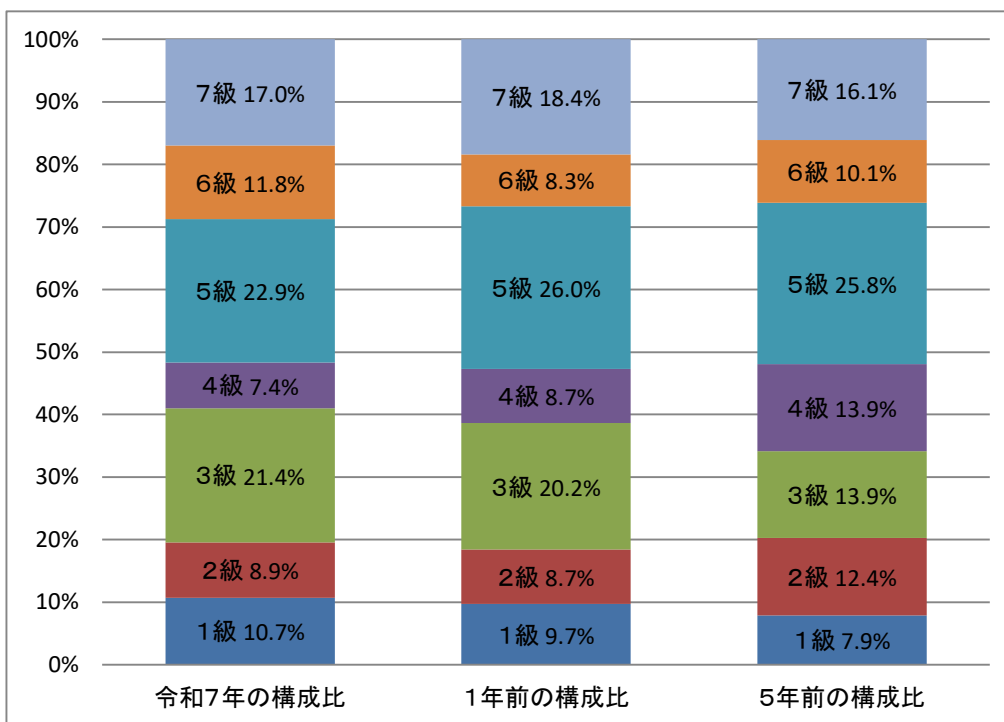
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

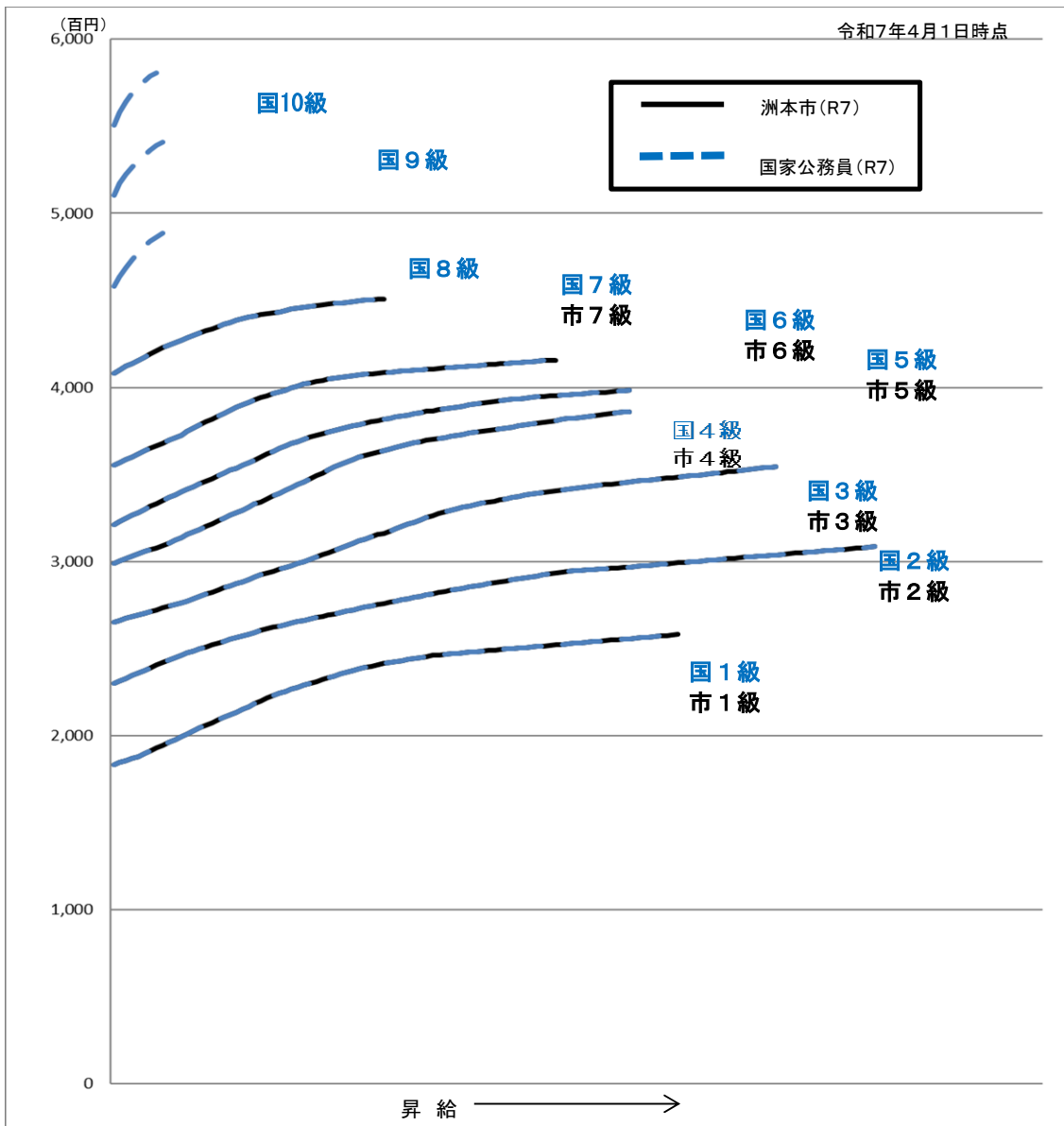
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長、特命参事、次長、課長、参事	46人	17.0%	408,300円	450,900円
6 級	課長補佐、副参事	32人	11.8%	355,200円	415,700円
5 級	係長	62人	22.9%	321,300円	398,200円
4 級	主査	20人	7.4%	298,800円	386,100円
3 級	主任	58人	21.4%	256,300円	354,700円
2 級	主事、技師	24人	8.9%	230,000円	308,500円
1 級	事務員、技術員	29人	10.7%	183,500円	258,100円

(注) 1 洲本市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(洲本市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△	△	△	△
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

洲本市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,651 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,856 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～15% ・管理職加算 なし (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (洲本市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

洲本市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る加算措置となっている場合、その理由)					
その他の加算措置 (退職時特別昇給) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 1,874 千円 自己都合 20,656 千円 応募認定・定年			-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		1,314 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		263 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全地域	0.0 %	5 人	0 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(注) 県からの派遣職員、および令和2年度から、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第1項に規定する地域手当の支給地域に在勤する職員に支給する。

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		14,724 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		420,695 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		8.1 %		
手当の種類(手当数)		25		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度)	左記職員に対する支給単価
徴収手当	税務職員	家庭等を訪問し、納税の督促、徴収等の事務に従事	17 千円	1日400円
滞納処分手当	税務職員	物件の差押え、差押物件の引揚げ等の滞納処分に従事	51 千円	1日400円
評価事務手当	税務職員	庁舎外において固定資産税の課税客体のうち土地及び家屋に係る評価事務に従事	86 千円	1日400円
用地交渉等手当	用地課職員及び用地交渉業務従事職員	庁舎外において市の事業の推進に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務で市長が困難であると認めるものに従事	591 千円	1日400円
社会福祉業務手当	右記の業務に従事した職員	(1)家庭等を訪問して行う社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条の規定による現業又は現業事務の指導監督(いずれも生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に関するものに限る。)に従事した職員 (2)家庭等を訪問して行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく助言、指導、被害者の安全の確保その他これらに類する業務で市長が困難であると認めるものに従事した職員	354 千円	(1)1日400円 (2)1回800円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度)	左記職員に対する 支給単価
精神結核保健 業務手当	保健師又は看護師	家庭を訪問して精神病患者又は結核患者に接して療養又は看護の指導に従事	1千円	1日300円
護送作業手当	右記の業務に従事した職員	精神病患者若しくは結核患者又は行旅病人の入院措置の護送作業に従事	0千円	1日740円
訪問看護業務手当	看護師、理学療法士等の職員	家庭を訪問し療養上の世話又は必要な診療の補助若しくはリハビリテーション等の訪問看護の業務に従事	5千円	1回200円
在宅医療業務等待機手当	右記の業務に従事した職員	住民からの緊急の呼び出しに対応するために待機	287千円	勤務日の時間外に待機1日1,000円、週休日・休日に待機1日2,000円
夜間看護等手当	右記の業務に従事した職員	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における看護又は介護業務に従事	0千円	勤務1回3,000円
放射線作業手当	放射線技師	放射線作業に従事	0千円	1日230円
死体処理手当	右記の業務に従事した職員	(1) 行旅死亡人又は変死者の処置作業に従事したとき (2) 診療所の入院患者又は特別養護老人ホームの入所者が死亡し、死後の処置を行ったとき	0千円	1日4,000円
防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症又は新感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者の救護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき (2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に規定する患畜又は擬似患畜の殺処分の立会い、畜舎の消毒又は死体の焼却作業に従事したとき	0千円	1日740円
清掃等作業手当	生活環境課職員	清掃作業又は火葬場作業に従事	1,143千円	1日900円
狂犬病予防注射 従事手当	右記の業務に従事した職員	狂犬病予防注射に従事	7千円	1日510円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度)	左記職員に対する 支給単価
死獣処理手当	右記の業務に従事した職員	(1) 屋外に放置された死獣の収容作業又は飼い主の要請を受け犬猫等の死体の引取り作業に従事したとき (2) 収容された死獣を定められた処分場に搬送する等の処理作業に従事したとき	186 千円	1回500円
道路上作業手当	右記の業務に従事した職員	道路の維持修繕の作業又は上下水道管の補修作業若しくは公園の清掃作業のうち道路上で行うごみの積載等の作業に従事	62 千円	1日200円
災害従事手当	右記の業務に従事した職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、洲本市災害対策本部の指示に従い、防災又は救助の業務に従事	271 千円	1災害1,270円
手術手当	医師	手術	0 千円	1回20,000円
時間外診療手当	医師	外来の時間外、休日、深夜の診療	591 千円	1回 診察料点数表の初診料又は再診料の基本点数に、時間外、休日、深夜に該当する加算点数を加えた点数に10円を乗じて得た額の8割を超えない範囲の額
入院手当	医師	入院	0 千円	有床診療所に入院する患者1人1日につき1,000円を延べ入院患者数に乗じて得た額
嘱託医契約手当	医師	医師会との協議に基づく市内企業等との嘱託医契約及び市の運営する施設との嘱託医契約	0 千円	契約金額の7割
往診手当	医師	往診	542 千円	1回 勤務時間内及び休日、夜間、深夜(午後10時から午前6時まで)の診療保険点数表に定める距離に応じて、それぞれ該当する診療保険点数に10円を乗じて得た額の8割を超えない範囲の額
研究研修手当	医師	研究研修	8,765 千円	1か月勤務した月1月につき60万円を上限として別に定める額
待機手当	医師	待機	2,130 千円	1日につき平日5,000円、休日7,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	75,564 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	203,678 円
支給実績（令和5年度決算）	75,069 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	200,184 円

(注) 職員数には管理職手当を支給される職員を含めない。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	- 円	
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
		円
		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養親族 6,500円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,000円	同じ	—	48,055 千円	261,168 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円超 11,000円+(家賃-27,000円)×1/2(28,000円限度) ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2を加算	同じ	—	23,776 千円	308,785 円
通勤手当	○通勤のため交通機関、交通用具(自動車等)を使用している職員に支給(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1km未満である職員を除く) ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額(鉄道等利用者は6箇月定期券の額)支給限度額55,000円 ・交通用具(自動車等)を使用している職員 通勤距離に応じ2,500円~26,400円	異なる	国は片道2km未満無支給。また交通用具(自動車等)を使用している職員に対する手当が国より2,000円高い(片道2km以上の各距離区分)。	45,491 千円	114,298 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される職に新たに採用される職員のために設けられたもので、民間企業の初任給との水準を調整するために支給される手当 ・医師 368,800円以内(35年)	同じ	—	1,104 千円	1,103,800 円
単身赴任手当	○異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給される。 ・30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額(8,000円～70,000円)	同じ	—	418 千円	418,000 円
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常の宿日直 5,500円	異なる	国は4,400円	0 千円	0 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間が深夜にわたる職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	時間外勤務手当に合算	- 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じて50,000円～120,000円	異なる	支給区分・金額が異なる	47,017 千円	839,590 円
管理職特別勤務手当	○管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等の勤務1回に当たり、12,000円を超えない額。週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間の勤務1回に当たり、6,000円を超えない額。	同じ	—	1,349 千円	25,933 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	920,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額			
	(920,000 円)			985,000 円/		391,500 円	
副 市 長	740,000 円			790,000 円/		420,000 円	
	(740,000 円)						
報 酬	議 長	505,000 円		545,000 円/		230,000 円	
	(505,000 円)						
	副 議 長	422,000 円		475,000 円/		200,000 円	
	(422,000 円)						
議 員	390,000 円			442,000 円/		180,000 円	
	(390,000 円)						
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)		4.15 月分	(100分の15を減じた額)		
	副 市 長			4.15 月分	(100分の8を減じた額)		
	議 長	(令和6年度支給割合)		4.05 月分	(100分の5を減じた額)		
副 議 長							
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.40		17,664,000 円	任期毎		
	備 考	給料月額×在職月数×0.24		8,524,800 円	任期毎		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

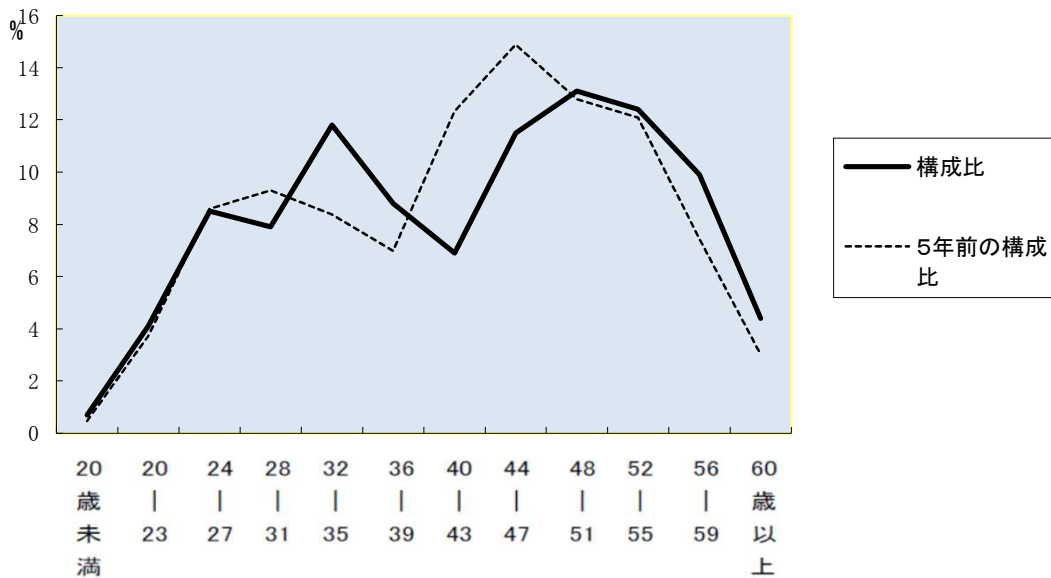
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	4	4	0	・人事異動、退職による減 <参考> 人口1万当たり職員数 83.40 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 86.20 人)
	総務	95	98	3	
	税務	17	18	1	
	労働	1	1	0	
	農林水産	29	29	0	
	商工	9	9	0	
	土木	31	30	▲1	
	民生	105	110	5	
	衛生	36	41	5	
	計	327	340	13	
	教育部門	43	39	▲4	
消防部門	2	1	▲1		
小 計	372	380	8	<参考> 人口1万当たり職員数 93.21 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 110.71 人)	
公営 企業計 等部 門	病院	12	11	▲1	
	水道	0	0	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	37	37	0	
	小 計	55	54	▲1	
合 計		427	434	7	<参考> 人口1万当たり職員数 106.46 人
		[600]	[600]	[一]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	18人	37人	34人	51人	38人	30人	50人	57人	54人	43人	19人	434人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

(3)職員数の推移

(単位: 人・%)

年 度 部 門 別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	319	322	324	325	327	340	21 (6.6 %)
教 育	47	45	44	44	43	39	▲ 8 (▲ 17.0 %)
消 防	1	1	0	1	2	1	0 (0.0 %)
普通会計	367	368	368	370	372	380	13 (3.5 %)
公営企業等会計	63	57	54	53	55	54	▲ 9 (▲ 14.3 %)
総合計	430	425	422	423	427	434	4 (0.9 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 職員数は一般職に属する職員数である。

7 公営企業職員の状況

該当なし